

令和3年12月24日

学生 各位

学務課学生支援部門

文部科学省による「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する学生に対し、国の支援策として「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が創設されました。

つきましては、下記のとおり募集を行いますので、内容を十分に確認の上、当制度の趣旨や要件に合致する場合にのみ申請してください。

なお、提出期限を超えた場合は、一切受け付けられませんので注意してください。

	事業内容
関係資料 ダウンロード	<ul style="list-style-type: none">・ 申請の手引き(学生・生徒用)・ 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】・ 誓約書【様式2】
制度内容	支給対象者の要件、支給金額、支給方法など、申請の手引きを熟読してください。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】・ 誓約書【様式2】・ その他支給要件を満たすことを証明する書類
申請受付期間	・令和4年1月11日(火)9時から14日(金)17時まで【期間厳守】 ※採用枠に限りがあることから、公平性のため、受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けられませんので注意してください。
申請方法及び 提出先	・郵送、又は学務課窓口への直接持参に限る ※郵送の場合、記録の残る方法(レターパックライト・特定記録・簡易書留等)で提出してください。最終期限は、上記のとおり1月14日(金)17時必着です。 ※学務課窓口の受付時間は、9時から17時です。 ・提出先 〒474-8651 大府市横根町名高山 55 至学館大学・同短期大学部 学務課学生支援部門
留意事項等	<ul style="list-style-type: none">・申請内容に虚偽があったときは、支給された緊急給付金を返還していただくことがあります。申請内容に不確かな内容や疑義がある場合は、支給対象者としての推薦は行いません。・申請書【様式1】について、任意提出となっている書類は、原則全て提出してください。やむを得ない理由により提出できない場合は、必ず「申し送り事項」に提出できない理由を記入してください。提出できない理由の記載がない場合は、提出書類の不備として扱い、推薦対象外とします。・誓約書【様式2】の項目について、原則全ての項目に当てはまる方が対象です。当てはまらない項目については、その理由を申請書【様式1】の申し送り事項に記入してください。

	<ul style="list-style-type: none">・本学から申請内容のヒアリング等で連絡する場合は、原則電話連絡いたします。電話に出られない場合は、必ず折り返し電話連絡をお願いします。連絡が取れない(不備の解消ができない)ままの場合は、推薦対象外とする場合がありますので、注意してください。・申請書類の送付に係る費用は、申請者をご負担ください。・申請要件に合致する場合でも、採用枠に限りがあり、給付金が受給できない場合がありますので、ご承知おきください。・支給の決定については特に通知はいたしません。口座への振り込みをもって、支給決定の通知に代えさせていただきます。・選考経過及び結果についてのお問い合わせには、一切お答え致しかねますのでご了承ください。・12月29日(水)から1月3日(月)は、大学が一斉休業のため、窓口、電話及びメール対応は休止となります。
--	--

お問い合わせ先

至学館大学・同短期大学部

学務課学生支援部門

〒474-8651 大府市横根町名高山 55

TEL:0562-44-1374

MAIL: gakusei-s@sgk.ac.jp